

事務連絡
平成25年8月28日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

在宅医療における患者紹介等の報告様式について

少子高齢化が進む中、多くの保険医療機関においては、在宅医療の推進にご尽力いただいているところです。一方で、在宅医療を行う保険医療機関が、在宅医療を要すると考えられる者が多く入居する集合住宅等を所有又は管理している民間事業者及び当該事業者と特定の関係のある事業者との間で、患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業者から集中的に患者の紹介を受けている等の事案については、患者が保険医療機関を選択できないこと、過剰な診療を行うこと等につながる場合もあるため、健康保険法等の趣旨からみて不適切と考えています。そのため、このような事例を把握した場合には、「在宅医療における患者紹介等について」(平成23年2月15日付け事務連絡)により、当課企画法令第一係までご連絡いただくこととしているところです。

今般、当該事案の報告様式を作成しましたので、在宅医療において患者紹介等が行われ、患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事案、又は過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事案を把握されました場合には、別添様式により、当課企画法令第一係までご連絡いただくとともに、本事務連絡の内容の保険医療機関、管下市町村、関係機関、関係団体等へのご周知をお願いします。また、都道府県の介護担当部局にも協力を依頼しており、都道府県の介護担当部局において、当該事案を把握した場合には、地方厚生(支)局に報告することとなっておりますので、十分に連携いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会にも送付済みであることを念のため申し添えます。



在宅医療における患者紹介等の事案の報告について(平成____年____月)

厚生局(事務所)名称	______厚生局______事務所
通報者名・連絡先	氏名:(_____) 連絡先:(_____)
対象施設等 *該当するものに丸。 「その他」については具体的に記載。	○施設類型:(養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム 認知症高齢者グループホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 賃貸住宅等(サービス付き高齢者向け住宅を除く) ・ その他(_____))
患者紹介の仲介者 *該当するものに丸。 「その他」については具体的に記載。	○法人種別:(医療法人 ・ 社会福祉法人 ・ 株式会社又は有限会社(介護関連) 株式会社又は有限会社(不動産、建設業) ・ NPO法人 その他(_____)) ○対象施設等との関係:(対象施設等自身 ・ 仲介者と特別の関係※ ・ グループ法人 その他(_____))
患者紹介を受けた医療機関等 *該当するものに丸。 「その他」については具体的に記載。	医科(病院 ・ 有床診療所 ・ 無床診療所) ・ 歯科 ・ 薬局 訪問看護ステーション ・ その他(_____)
特定の医療機関等が医行為等を行うことよって発生している問題(不適切事例) *該当するものに丸。 「その他」については具体的に記載。	患者による医療機関等の選択を制限するおそれ ・ 過剰診療を惹起するおそれ 診療の質の低下を惹起するおそれ ・ その他(_____)
概要 *わかる範囲で、該当するものに丸。 「その他」については具体的に記載。	○患者紹介等の契約書、覚書:(有 ・ 無) ○独占契約の有無:(有 ・ 無) ○医療機関に対して勧誘を行った主体: (対象施設等 ・ それ以外の仲介者 ・ 医療機関側から持ちかけた ・ その他(_____)) ○(それ以外の仲介者からの勧誘の場合) 医療機関から仲介者に対する仲介料の支払い (有 ・ 無) ○医療機関から対象施設等に対する支払額: (1人あたりの額(_____円) ・ 保険請求額に対する割合:(_____割)) ○対象施設等における訪問診療の対象患者数: 1回あたり(_____人) ・ 1ヶ月あたり(_____人) ○対象施設等における訪問診療の対象患者割合: (施設入居者数(_____人)の(_____割)) ○対象施設等における1人あたりの平均診療時間: (_____)時間(_____)分 ○1ヶ月あたりの当該施設への訪問診療回数:(_____)回 ○上記以外の情報:
備考 *該当するものに丸。 その他、把握した情報等を具体的に記載	○把握後の貴組織としての対応:(把握のみ ・ 対応) ○上記で、「対応」の場合、具体的な内容: ○その他:

※「特別の関係」とは、両者の代表者が同一の場合、両者の代表者が親族等の場合、両者の役員等のうち他方の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合、人事・資本等の関係を通じて経営方針に重要な影響を与えることができると認められる場合をいう。

在宅医療における患者紹介等の事案の報告について(平成____年____月)

厚生局(事務所)名称	____厚生局____事務所
通報者名・連絡先	氏名:(____) 連絡先:(____)
対象施設等 * 該当するものに丸。 「その他」については 具体的に記載。	○施設類型:(養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム <u>有料老人ホーム</u> 認知症高齢者グループホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 賃貸住宅等(サービス付き高齢者向け住宅を除く) ・ その他(____))
患者紹介の仲介者 * 該当するものに丸。 「その他」については 具体的に記載。	○法人種別:(医療法人 ・ 社会福祉法人 ・ 株式会社又は有限会社(介護関連) 株式会社又は有限会社(不動産、建設業) <u>NPO法人</u> その他(____)) ○対象施設等との関係:(対象施設等自身 ・ 仲介者と特別の関係※ <u>グループ法人</u> その他(____))
患者紹介を受けた 医療機関等 * 該当するものに丸。 「その他」については 具体的に記載。	医科(<u>病院</u> ・ 有床診療所 ・ 無床診療所) ・ 歯科 ・ 薬局 訪問看護ステーション ・ その他(____)
特定の医療機関等が医行為等を行うことよって発生している問題(不適切事例) * 該当するものに丸。 「その他」については 具体的に記載。	患者による医療機関等の選択を制限するおそれ <u>過剰診療を惹起するおそれ</u> 診療の質の低下を惹起するおそれ ・ その他(____)
概要 * わかる範囲で、該当するものに丸。 「その他」については 具体的に記載。	○患者紹介等の契約書、覚書:(<u>有</u> ・ 無) ○独占契約の有無:(有 ・ 無) ○医療機関に対して勧誘を行った主体: (対象施設等 ・ <u>それ以外の仲介者</u> ・ 医療機関側から持ちかけた ・ その他(____)) ○(それ以外の仲介者からの勧誘の場合) 医療機関から仲介者に対する仲介料の支払い <u>有</u> ・ 無) ○医療機関から対象施設等に対する支払額: (1人あたりの額(____)円) ・ 保険請求額に対する割合:(<u>2</u> 割) ○対象施設等における訪問診療の対象患者数: 1回あたり(<u>5</u> 人) ・ 1ヶ月あたり(____人) ○対象施設等における訪問診療の対象患者割合: (施設入居者数(<u>50</u> 人)の(<u>5</u> 割)) ○対象施設等における1人あたりの平均診療時間: (____)時間(<u>約5</u>)分 ○1ヶ月あたりの当該施設への訪問診療回数:(<u>約5</u>)回 ○上記以外の情報: <u>〇〇という仲介者が勧誘をしているようだが、複数の医療機関から、当該仲介者の勧誘を受けたという情報あり。契約書を入手したので、別添に添付。</u>
備考 * 該当するものに丸。 その他、 把握した情報等を具体的に記載	○把握後の貴組織としての対応:(<u>把握のみ</u> ・ 対応) ○上記で、「対応」の場合、具体的な内容: ○その他: <u>患者から、診察内容等に対する疑問が寄せられているため、他の患者からも同様の申し出があれば、必要に応じて、事実確認の上、対応を検討する予定。</u>

※「特別の関係」とは、両者の代表者が同一の場合、両者の代表者が親族等の場合、両者の役員等のうち他方の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合、人事・資本等の関係を通じて経営方針に重要な影響を与えることができると認められる場合をいう。

介護保険3施設の概要

		特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設
	定義	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設 【老人福祉法第20条の5】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設 【旧・医療法第7条第2項第4号】
介護保険法上の類型		介護老人福祉施設 【介護保険法第8条第26項】	介護老人保健施設 【介護保険法第8条第27項】	介護療養型医療施設 【旧・介護保険法第8条第26項】
主な設置主体		地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人
居室面積・定員数	従来型	面積／人 10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
	ユニット型	定員数 原則個室	4人以下	4人以下
		面積／人 10.65㎡以上	10.65㎡以上	
		定員数 原則個室	原則個室	
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	常勤1人以上 100:1以上	3以上 48:1以上
施設数(H24.10)※		7,552件	3,932件	1,681件
利用者数(H24.10)※		498,700人	344,300人	75,200人

※介護給付費実態調査(10月審査分)による。

出典:第45回介護保険部会資料(平成25年6月6日)より

高齢者の住まいについて

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理をすることを目的とする施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するため必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金を、老人を入居させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの
介護保険法上の の類型	なし (有料老人ホームの基準を満たす場合、特定施設入居者生活介護が可能) ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護 ※外部サービスの活用も可			
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受け難い者が困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受け難いことが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡
医療提供体制	—	・協力医療機関 (参考：協力内容に医師の訪問による健康相談、健康診断が含まれない場合には別に嘱託医を確保)	・配置医 ・協力病院	・協力医療機関	・協力医療機関 ・特養、老健、病院等との連携及び支援体制の整備